

「共同実施」に向けた問題例 2

- ・基礎編（7月～12月） 第1回～第24回／各回60問
- ・実践編（1月～4月） 第25回～第40回／各回30問

（注）あくまでも「問題の例示」です。実際にお届けするものではありません。

特に、実践編については文部科学省や共同実施に関する自治体協議会の動向を見極めつつ、適切に対応してまいります。

（1）基礎編（7月～12月）の問題例

大問 1 次の各条文は、学校教育法のそれぞれ一部である。空欄に適する語句を、次の①～⑤のうちから一つ選びなさい。

- （1）第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、 を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

- ① 教育活動
② 授業
③ 学習活動
④ 教育指導
⑤ 教科等の指導

- （2）第11条 校長及び教員は、校長及び教員は、 上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ① 法令
② 生徒指導
③ 指導
④ 学習
⑤ 教育

- （3）第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その に必要な措置を講じなければならない。

- ① 健康診断
② 保健
③ 心身の健康
④ 保健及び安全
⑤ 健康相談

- (4) 第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、4
は、必要な援助を与えなければならない。

- 4
- ① 市町村
 - ② 都道府県
 - ③ 国
 - ④ 学校の設置者
 - ⑤ 市町村の教育委員会

- (5) 第35条 5 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 5
- ① 校長
 - ② 学校の設置者
 - ③ 市町村の教育委員会
 - ④ 都道府県の教育委員会
 - ⑤ 学校を設置する地方公共団体の長

次は、実践編（1月～4月）の問題例。上の基礎編と関連付けて作問してある。

(2) 実践編（1月～4月）の問題例

大問 1 学校教育法の条文として正しいものを、次の①～⑤のうちから一つ選びなさい。 1

- ① 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、授業を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。
この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。
- ② 校長及び教員は、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。
- ④ 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、国は、必要な援助を与えなければならない。
- ⑤ 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
 - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、性行不良

（※ 第1次試験の「共同実施」に向け、公開されているモデル問題、開発問題を参考にしました。）

次からのページは、基礎編と実践編のそれぞれ正答一覧・解説例。

教職教養予想問題（第〇回） 正答・解説

正答一覧

1	④	11	31	41	51
2	⑤	12	32	42	52
3	②	13	33	43	53
4	①	14	34	44	54
5	③	15	35	45	55
6		16	36	46	56
7		17	37	47	57
8		18	38	48	58
9		19	39	49	59
10		20	40	50	60
		21			
		22			
		23			
		24			
		25			
		26			
		27			
		28			
		29			
		30			

解説

大問 1

大問 1 は、学校教育法からの出題条。

1 ④ 教育指導

小問 (1) は、学校教育法第31条。「児童の体験活動の充実」。

- (1) 条文中「前条」とは前の条、すなわち第30条のこと。小学校の目標を規定している。
- (2) 小学校の目標の達成に資するよう、教育指導を行うにあたっては、体験活動の充実に努めるものとする。
- (3) なお、必ずお手元の「教育小六法」を傍らにおいて、条文の一字一句を確認しながら学習に取り組むこと。この積み重ねに尽きる。以下、この記述、割愛する。

2 ⑤ 教育

小問 (2) は、学校教育法第11条。「児童・生徒等の懲戒」。

- (1) 条文中「文部科学大臣の定めるところ」を具体化したものが学校教育法施行規則第26条。
- (2) 懲戒の対象は、「児童、生徒及び学生」。
「幼児」は含まれないことに留意。
- (3) 主語は「校長及び教員」である。どうしてか。

○児童・生徒等の懲戒 ― どうして「校長及び教員」か

（児童・生徒等の懲戒）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法第11条の主語は、どうして「校長及び教員」か。

- (1) 法は、「校長」と「教員」とを使い分けている。まず、これをしっかり押さえる。
- (2) 学校教育法は、国立学校、公立学校のほか私立学校に適用される。このため、「教育公務員」は除外される。
- (3) ある条文の規定が「校長」と「教員」の両者に適用されるが、その適用の範囲が異なる場合があるとき、つまり区別する必要があるときは「校長及び教員は」「校長は」「教員は」と表現する。
- (4) 校長も教員も、児童生徒等に懲戒を加えることができる（学校教育法第11条）。

しかし、懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う（教員が行うことはできない）。（学校教育法規則第26条）。

このため、学校教育法第11条の主語は、「校長及び教員」になる。

- (5) 「校長等」の場合、「等」の内容を具体的に定義する必要がある。

例えば、条文中に「校長等（校長及び教員を含む。）」と定義されていた場合、「校長等」も正答になる。

3 ② 保健

小問(3)は、学校教育法第12条。「健康診断等」。

- (1) 条文中「別に法律に定める」とある。この規定を受けて定められた法律が学校保健安全法。
- (2) 健康診断の目的は、「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図る」こと。
「幼児」も含まれることに留意。

○健康診断

小問(1) 学校教育法第12条（健康診断等）

- (1) 校における健康診断の源（みなもと）
- (2) 学校においては、健康診断を行うこと
- (3) その目的は、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため
- (4) 保健に必要な措置を講ずること

小問(2) 学校保健法第14条（児童生徒等の健康診断）

- (1) 健康診断の結果に基づき、適切な措置をとること
- (2) 疾病の予防処置を行う
- (3) 治療を指示する
- (4) 運動及び作業を軽減する

小問(3) 学校保健安全法施行規則第8条第1項（健康診断票）

- (1) 健康診断を行ったときは健康診断票を作成すること

小問(4) 学校保健安全法施行規則第9条第1項（事後措置）

- (1) 21日以内に健康診断の結果を本人とその保護者に通知すること、事後措置をとること

○詳細を他の法令に委ねる場合の条文の書き方

学校教育法第12条の条文について

- (1) 健康診断の具体的な実施方法等については、「別に法律で定める」と、別の法律に委ねている。
- (2) 別の法律が学校保健安全法。学校教育法と学校保健安全法は同格の法令（法律）なので「別に」と書く。
- (3) これに対し、下位の法令に委ねるときは、次のように書く。

例① 「法律の定めるところにより」（例：憲法第26条第2項／憲法 → 法律に委ねる）

例② 「文部科学大臣の定めるところにより」（例：学校法第11条／法律 → 文部科学大臣（省令）に委ねる）。

4 ① 市町村

小問(4)は、学校教育法第19条。「経済的就学困難への援助義務」。

- (1) 「就学」か「修学」か、日本語（語彙力）の問題。混同しないように確認しておこう。
- (2) 似たような条文が教育基本法にもある（第4条第3項）。
- (3) 経済的理由によって就学困難な学齢児童又は学齢生徒（すなわち小・中学生）の保護者に援助の義務があるのは当該学校の設置者即ち市町村。

このことを「就学援助」といい、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費など、就学にかかる費用の一部を援助する。

- (4) 市町村が援助を行った場合、国がその経費を負担することを規定したのが、いわゆる「就学奨励法」。
- (5) 最近では、この法律とは別に、少子化対策や子育て支援などの名目で、国や自治体で様々な就学援助制度が設けられている。

○経済的理由による就学（修学）困難な児童生徒への援助（奨学）の規定 －「就学」か「修学」か

○教育基本法第4条

- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

○学校教育法第19条

経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

5 ③ 市町村の教育委員会

小問(5)は、学校教育法第35条第1項。「児童の出席停止」。

○出席停止（学校教育法第35条）

- ① 性行不良の理由により、児童の保護者に対し、児童の出席停止を命ずるのは「市町村の教育委員会」。
- ② 該当する行為は、第一号～第四号までの4つ。
- ③ 出席停止を命ずる場合には、市町村の教育委員会は、保護者の意見を聴取すること、学習に対する支援を行うことなどが必要（第35条第2項～第4項）。
- ④ 出席停止制度は、本人に対する懲戒の観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられたもの（平成13年11月6日文部科学省通知）。
- ⑤ なお、出席停止には感染症の予防上の観点からの場合もある（学校保健安全法第19条）。この場合、出席停止を命じるのは「校長」。
- ⑥ さらに、いじめ防止対策推進法第26条も参照。

※いじめ防止対策推進法

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

- (1) 出席停止と似て異なるものに臨時休業がある。
- (2) なお、出席停止は、学校法第11条、学校法規則第26条に規定する懲戒とは異なり、懲戒ではない。
- (3) 出席停止と臨時休業を表にまとめておさらい。

○出席停止、臨時休業

出席停止	性行不良	学校教育法第35条	市町村の教育委員会
	感染症予防	学校保健安全法第19条	校長
臨時休業	非常変災	学校教育法施行規則第63条	校長
	感染症予防	学校保健安全法20条	学校の設置者

教職教養予想問題（第〇回） 正答・解説

正答一覧

1	③	6	11	16	21	26
2		7	12	17	22	27
3		8	13	18	23	28
4		9	14	19	24	29
5		10	15	20	25	30

解説

大問 1

1 ③

【解説】

大問 1 は、学校教育法の問題。

③以外の誤りは、次のとおり。

①「授業」が誤り。正しくは「教育指導」。

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

②「幼児、児童、生徒及び学生」が誤り。正しくは「児童、生徒及び学生」。幼児は含まれない。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③正しい。

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

④「国」が誤り。正しくは「市町村」。

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

⑤「校長」が誤り。正しくは「市町村の教育委員会」。

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、性行不良

【備考】

※1 基礎編（7月分～12月分）の次の問題を参照。

・○月分の第○回大問○

31

 / ○頁

・□月分の第□回大問□

35

 / □頁

・△月分の第△回大問△

39

 / △頁

※2 必要に応じ、ここで基礎編の解説を再掲するなどして復習し、確実な習得・定着に資するようにする。

次のページは、無料でお届けする「令和9年度用 教育小六法」の一部。問題例に関する条を抜粋。

○学校教育法

（昭和22年法律第26号）

第一章 総則

〔児童・生徒等の懲戒〕

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【解説】「文部科学大臣の定めるところ」→学校法規則26（懲戒）

【解説】「教育上必要があると認めるとき」に留意

【解説】懲戒の対象は「児童、生徒及び学生」→「幼児」は含まれない

「共同実施」（共通問題）を見据え

このような【解説】【参照】を随所に施した。

〔健康診断等〕

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

【解説】「別に法律で定めるところ」→学校保健安全法11～18（健康診断）

【解説】「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員」→「幼児」も含まれる

【解説】「その保健に必要な措置」→健康診断の結果に基づく疾病の予防措置、治療の指示、勤務・運動の軽減

第二章 義務教育

〔経済的就学困難への援助義務〕

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

【解説】主語＝市町村（経済的理由によつて就学困難な学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して援助の義務があるのは当該学校の設置者即ち市町村。「就学援助」という。）

【参照】教基法4③

第四章 小学校

〔児童の体験活動の充実〕

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

【解説】この規定は他の校種にも準用

【参照】学校法21一（社会的活動）、同二（自然体験活動）

【参照】小学校学習指導要領 第1章第1の2の(2)、第3の1の(5)、第6の3

〔児童の主席停止〕

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、性行不良

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

【解説】性行不良による出席停止を命じるのは市町村の教育委員会（主語＝市町村の教育委員会）

【参照】いじめ防止対策推進法第26条（出席停止制度の適切な運用等）

【参照】文部科学省「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（平成13年11月6日）

【参照・解説】感染症による出席停止（学校保健安全法19）（主語＝校長）

【参照・解説】非常変災による臨時休業（学校法規則63）（主語＝校長）

【参照・解説】感染症予防上の臨時休業（学校保健安全法20）（主語＝学校の設置者）